

第5章 文化財の保存又は活用に関する事項

1. 町全体に関する事項

(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の方針

高野町には、平成30年（2018）11月1日現在で国の指定文化財208件（うち、国宝23件）、和歌山県指定文化財42件、高野町指定文化財2件、国の登録文化財が19件の合計271件の文化財が所在している。

これら指定等文化財は、文化財保護法、和歌山県文化財保護条例、高野町文化財保護条例のほか、関係法令に基づき、保護のための措置を講ずるとともに、所有者や管理者などに適切な保存や管理に関する指導・助言を行っている。一方で、指定されていない歴史的・文化的価値を有する未指定文化財も数多く存在し、本町の歴史的風致の維持向上を図る上でもこれらの未指定文化財の把握・記録の保存・活用を図ることが重要である。

文化財は指定・登録の有無を問わず、本町の歴史と文化を理解する上で必要不可欠なものであるため、調査を行い、価値が判明したものについては、町指定や国の登録制度などの活用、または歴史的風致形成建造物や町景観重要建造物の指定を検討するとともに、適切な保存管理や活用が図られるよう、計画的に修理・整備や耐震補強等の防災対策等を行なう。

本町における文化財保護や保存、活用の基本計画とするために文化財の総合的な把握と保護策をまとめたマスタープランを早急に策定するとともに、国が指定する各文化財については、今後保存活用計画を策定し、適切な保存と活用を推進していくなど、今後も引き続き適切な保存や管理等の措置を行うことが重要である。

(2) 文化財の修理（整備）に関する方針

文化財のうち有形文化財は、経年劣化や災害等の外的要因により毀損^{きそん}、毀損の進行による滅失を招く恐れがあることから、日頃の維持管理を含めた予防対策と、毀損した場合の適切な修理が求められる。

事前の予防対策は、所有者等による適切な維持管理と日常的な点検を行うことで損傷の早期発見に努め、必要に応じて、所有者等の意識向上のための適切な助言を行う。

文化財の修理は、歴史の真正性を担保するため、過去の改変履歴や調査記録などの活用と、新たな調査研究に基づき実施することを基本とする。

特に指定文化財の修理や整備にあたっては、文化財保護法や和歌山県・高野町の文化財保護条例等に基づくとともに、文化庁や和歌山県教育委員会、和歌山県文化財保護審議会、高野町文化財審議会等の関係機関の指導を仰ぎつつ、それらと連携して適切な整備と修理を実施する。

また、所有者等の財政的負担の軽減を考慮し、各種補助制度を積極的に活用するとともに、民間企業等の支援や連携の推進を図っていくものとする。

(3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針

本町には、高野山に残されてきた数々の仏教美術品等を収蔵、公開する民間施設である高野山霊宝館があるが、町の歴史を総合的に学習、情報発信する施設はなく、地域の歴史文化の総合的情報発信の体制が不十分である。今後、民間施設との連携や公共施設活用などの総合的な活用方針の検討を行なっていく。

また、本町は指定・未指定を含め、多数の文化財を有しており、それぞれが歴史的・文化的価値を有していることから、その価値を説明する案内板を設置している。

しかし案内板・表示板の老朽化、また、町、文化財所有者・管理者が設置する案内板や誘導サインに統一ルールがないため、今後はそれらを整理して表示の統一化と多言語化等を行い、さらには、情報発信をするガイダンス施設の整備を検討する必要がある。

(4) 文化財の周辺環境の保全に関する方針

文化財の周辺環境は、文化財の魅力に強い影響力を持つことから、文化財の保存・活用を図る上では、文化財単体にのみ措置を講じるのではなく、その周辺環境と一体的な措置を講じることにより、文化財の魅力を高めることが重要である。

そのため、景観法や自然公園法などの関連法令と連動し、文化財とその周辺環境を一体的に保全することが必要である。本町では、高野町景観計画により良好な景観を保全するための取り組みを行なっており、今後も景観に関する住民意識の向上を図り、景観保全に努める。

文化財周辺の景観を阻害する要素は、改善や除去するとともに、周辺整備を行なう際は、周辺の環境と調和を図る。

(5) 文化財の防災に関する方針

文化財のうち有形文化財は、火災、地震、落雷、水害、台風等の災害により毀損、滅失する恐れがあることから、個別の有形文化財ごとに防災対策を検討し、被災リスクの軽減を図ることが求められる。

文化財が滅失するリスクの高い火災については、火災が発生しないよう予防対策の徹底、火災が発生した際の迅速な消火体制の確保及び日頃からの防災教育・訓練に取り組む。

予防対策として、消防法で義務付けられている火災報知器や消火設備等の防火設備の設置に努め、防災教育・訓練は文化財の所有者等に対して防災に係る周知啓発に取り組み、文化財防火デーには、所有者・管理者・消防が一体となった防災訓練を実施する。

地震への対応としては耐震診断を進め、可能な限り耐震補強工事を実施して毀損・滅失のリスク軽減を図る。

また、美術工芸品などの有形文化財は、盗難に遭わないように防犯設備設置を推奨するとともに、所有者の防犯に対する意識向上を図る。

(6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する方針

高野町の歴史的風致の維持向上を図る上で、町内外の人々が歴史や文化財に対する認識を高めていくため、継続的な文化財の有効活用を通して普及・啓発を図る取り組みが重要である。

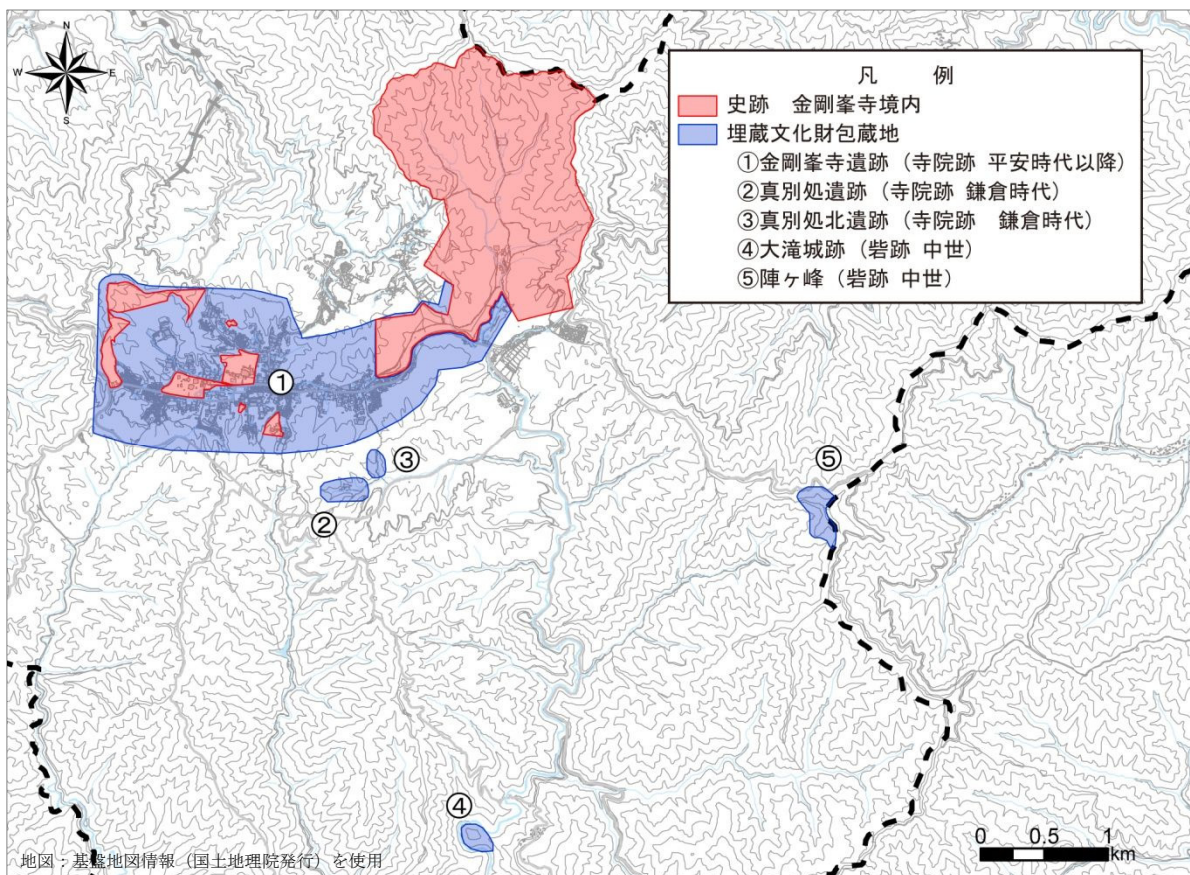
町内外の人々を対象として実施する普及・啓発は、案内板などの設置や文化財パンフレット等の配布とともに、近隣市町や文化財所有者・管理者と協働で参詣道散策や指定文化財の公開等のイベントを開催しており、今後もこのような取り組みを継続して実施する。

町民を対象とした普及・啓発は、広報誌や各種イベント開催などを通じて文化財に対する意識の向上を図り、文化財への愛着を育んでいく。

(7) 埋蔵文化財の取り扱いに関する方針

本町における「周知の埋蔵文化財包蔵地」は、5箇所存在しており、それぞれの遺跡を個別に管理して、文化財保護法に基づく保護（保存・活用）を実践している。

周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等を行う際、届出・通知の必要を周知し、その義務を徹底するとともに、該当する場合は開発事業者との事前調整を経て、試掘・確認調査、発掘調査などで現状把握を行い、その調査結果をもとに、適切な保護措置を和歌山県教育委員会に指導・助言を受けながら実施する。



■高野町 埋蔵文化財包蔵地分布図

(8) 教育委員会の体制と今後の方針

本町では、文化財に関わる業務は、教育委員会社会教育係が主な役割を担っている。文化財の保存・活用は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第14号の規定により、教育委員会の職務権限とされているため、社会教育係が中心となって、関係各課と連携しながら歴史的風致の維持向上の取組みを推進していく。

また、文化財行政に関わる教育委員会の諮問機関として高野町文化財保護条例の規定に基づき、13人以内の学識経験者等で構成される高野町文化財審議会が設置されている。歴史的風致を維持向上する上で、未指定文化財を町文化財に指定するなどの際には、高野町文化財審議会に諮り指定する。

(9) 各種団体の状況及び今後の体制整備に関する方針

本町の文化財を保存・活用していくためには、本町をはじめとする行政機関だけで取り組むことは難しく、所有者、管理者のみならず地域において文化財の保存・活用に取り組んでいる団体等と連携することが不可欠である。

本町において文化財の保存・活用に関わる団体は、公益財団法人高野山文化財保存会、高野みらい語り部の会、花坂鬼もみ太鼓保存会、天狗舞保存会などがある。今後、これらの団体の活動の活性化を図るため、情報提示や人材育成等を支援し、地域住民を主体とした文化財保護活動を推進していく。

2. 重点区域に関する事項

(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の具体的な計画

重点区域には、平成30年(2018)11月1日現在で国の指定文化財16件(うち、国宝2件)、和歌山県指定文化財12件、高野町指定文化財1件、国の登録有形文化財が12件、国の登録記念物が6件の合計47件の文化財(指定文化財のうち、記念物及び建造物)が所在している。

これら指定等文化財は、文化財保護法、和歌山県文化財保護条例、高野町文化財保護条例のほか、関係法令に基づいて保護のための措置がとられてきた。今後、各指定文化財の特性に応じた「保存活用計画」を策定し、計画的な保護を図るとともに、各指定文化財の重要性を行政と住民が共有できるようにする。

未指定文化財について、特に高野山上に所在する歴史的な建造物等で修理が必要なものや活用に供することができるものなどを歴史的風致形成建造物や町景観重要建造物に指定し、適切な処置を講ずるほか、町指定文化財や国の文化財登録制度により恒久的な保存対策を検討する。また、地域に根付く伝統行事等の無形民俗文化財の把握や記録作成を進めるとともに、活動団体への支援を実施する。

(2) 文化財の修理(整備)に関する具体的な計画

重点区域において、修理が必要な有形文化財には、国の登録有形文化財の高野山霊宝館や未指定文化財である金輪塔などがある。これらの文化財は、経年劣化によ

る内外の毀損も進行しており、滅失の恐れがあることから、なるべく早い時期に修理を行う必要がある。

そのため、文化財の価値を損ねないよう過去の改変履歴や調査記録等の活用と、新たな調査研究に基づき、文化財保護法、和歌山県文化財保護条例、高野町文化財保護条例、高野町景観計画に基づき、修理を行う。

国の登録有形文化財、未指定の有形文化財である建造物及び記念物は、所有者等と協議を行い、歴史的風致形成建造物として指定のうえ、修理や活用を行なう。

(3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画

重点区域に立地する文化財の保存や情報発信をする施設は、極めて少なく、総合的情報発信の体制が不十分である。今後民間施設との連携や公共施設活用などの総合的な活用方針の検討を行なっていく。また、案内標識については、老朽化や不統一性などガイダンス機能が不十分である。

そのため重点区域内の公共施設を活用して情報発信の拠点整備、案内標識の設置や改修をすすめ、来訪者をもてなす環境を向上させる必要がある。

(4) 文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画

重点区域の大部分は、女人道に囲まれた歴史的に金剛峯寺境内として発展してきた区域である。この区域には、塔頭寺院や商店などによって形成された歴史を感じさせる寺内町のまちなみが残る一方、鶯谷や桜団地など近代以降に開発された地区も含まれており、市街地の機能と歴史的環境の調和のとれたまちなみ形成が求められる。

この区域は、高野町景観計画によって、景観地区である高野山景観地区および、重点的に景観形成を行なう高野山地区となっているため景観計画に基づき歴史的なまちなみに配慮した景観形成を図っていく必要がある。

(5) 文化財の防災に関する具体的な計画

重点区域内に立地する主要な文化財の大半は木造であり火災が発生すると延焼により広い範囲に被害が及ぶことが予想される。そのため、火災対策が重要であり、文化財防火デー等の防災訓練により防災意識を高めていくとともに、所有者、管理者による自動火災報知機や警備システムの促進及び支援を行う。

また、耐震補強については耐震診断未実施の文化財が多いため、実施を促し、その結果に基づく耐震改修等を、所有者との協議し、防災対策を推進していく。

(6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する具体的な計画

重点区域に所在する文化財について、パンフレット配布や建造物修理の現場説明会などを随時実施する等、積極的に普及・啓発を行なうことにより、文化財の周知を図り、保存・活用を促す。これにより、町内外を問わず広く文化財に対する理解

を深め、高野町の歴史的風致の維持向上が期待できる。

民俗芸能や伝統行事等の無形民俗文化財は、担い手の育成や技術の伝承などで多くの人の関与が重要であることから、過去から現在までの記録調査を実施し、円滑かつ確実に文化が継承されていくよう努め、必要な支援を行なう。

(7) 埋蔵文化財の取り扱いに関する具体的な計画

重点区域における「周知の埋蔵文化財包蔵地」は、金剛峯寺遺跡の1箇所であるがその範囲は非常に広く、重点区域の大半を占めている。そのため、重点区域内で歴史的風致の維持及び向上に関する事業を実施する場合は、埋蔵文化財の価値を損なわないよう十分な調査を行うものとする。

また、金剛峯寺遺跡の範囲内では、史跡金剛峯寺境内の関連遺構が検出される可能性が高く、計画的に確認調査を進めながら土木工事等に対応する必要がある。

(8) 各種団体の状況及び今後の体制整備の具体的な計画

全町に関する基本方針と同様とし、必要に応じて重点区域内を領域とした団体の育成等にも取り組んでいくこととする。